

公私立大学の設置認可に係る審査意見

平成31年度開設予定の大学等の認可申請のうち、今回、大学設置・学校法人審議会より判定を「可」とする答申がなされた案件に係る審査の過程において大学に伝達した意見(※)は以下のとおりです。

※ 全体計画審査(本年2月)及び第一次専門審査(本年6月)における意見

1.【 専門職大学を設置するもの:1件 】

1 私立 高知リハビリテーション専門職大学 …… 1

平成31年度開設予定大学等 審査意見(全体計画)

区分	大学・学部等名	審査意見(全体計画)	
私立	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p>1. <設置の趣旨、人材像、教育課程の関連性が不明確> 養成する人材像やディプロマ・ポリシーに記載されている「多職種との連携・協働」について、カリキュラム・ポリシーや教育課程との対応関係が不明である。大学が考える「多職種連携・協働」について明確にした上で、適切に改めること。</p> <p>2. <学部組織の考え方が不明確> 理学療法、作業療法、言語聴覚の異なる資格が必要な3つの分野を3学部や3学科としてではなく、1学部1学科3専攻として設けている理由を、「関連する職種間の相互理解と連携の必要性・重要性を理解し、総合的なチーム支援ができる人材を育成する」ためとしているが、1学部1学科3専攻とすることで、そのような人材を育成することが適当であると考え理由が不明確であるため、明確にすること。 あわせて、専攻ごとの管理運営体制や教員の所属等について明らかにした上で、1学科3専攻の仕組みをどのように責任をもって管理していくのか明らかにすること。</p> <p>【教育課程等】</p> <p>3. <専攻ごとの教育課程及び履修方法が不明確> 専攻ごとの教育課程等について、以下の点について修正すること。</p> <p>(1) 専攻ごとの教育課程等の概要が添付されておらず、履修方法が判然としないため、学科全体の教育課程等の概要に加えて、専攻ごとの教育課程等の概要を添付すること。 あわせて、専門職大学を設置する必要性に関して、既設の専門学校で行ってきた教育課程と専門職大学の教育課程の比較を明示しながら、専門職大学となってどのような改善充実が図られたのか、設置の趣旨を踏まえながら明確にすること。</p> <p>(2) 展開科目は、「専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成する」ことを目的としているが、「チーム連携論」、「地域包括ケア論」、「プロジェクト研究Ⅰ」等、展開科目に位置付けることに疑義がある科目が含まれている。専攻ごとに展開科目を通じて育成する人材像を明確にし、必要な能力を修得するための科目を展開科目に配置するよう修正すること。</p>	<p style="text-align: right;">是正事項</p> <p style="text-align: right;">改善事項</p> <p style="text-align: right;">是正事項</p>

(3)「プロジェクト研究Ⅰ～Ⅲ」については、「関連する領域の知識や技術等を活用し、地域社会のニーズに対応した新たな技術やサービスの提供、事業化等を主導できる能力を修得」させるとあるが、テーマの例示や学生の取組内容、教員の指導等授業の内容を示した上で、これらの能力をどのように修得させるか明確にすること。

4. <科目区分の不整合>

「医学英語」は基礎科目に分類されているが、専攻する職種に必要な医学に関する英語を取り扱うことから、科目区分を見直し、職業専門科目に配置すること。

是正事項

5. <個別科目の修正・見直し>

個別科目について、以下の点について適切に改めること。

(1)「生活行為向上マネジメント」の科目名称は、通用性のある科目名称に適切に改めること。

(2)「まなび技法」及び「日本語表現法」については、大学教育として単位を授与することが適切か疑義があるため、講義内容を適切に改めること。

(3)「生活環境支援作業療法技法」等、授業科目名称から、演習を行うのか、講義を行うのか判然としないものがあるため、学生にとって分かりやすい科目名称に改めること。

是正事項

6. <科目の実施体制が不明確>

40名を超えて実施する講義科目について、専攻の枠を超えた交流が進むとの説明があるが、具体的にどのような講義形態や教育方法をとることで教育の質が担保されるのか不明確である。教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあげることができる旨を教員体制を含めて示し、適切に改めること。

是正事項

7. <シラバスの内容が不明確>

全科目のシラバスでオフィスアワーについて「在室時随時」と記載されており、学生が質問や相談に訪れてもよい時間が不明確である。オフィスアワーについて具体的な曜日等を記載し、学生に分かりやすいシラバスに改めること。

改善事項

<p>8. <実習の実施体制及び評価が不明確> 実習の具体的な内容や実施体制等が不明確なため、以下の点について明らかにし、必要に応じて改めること。 (1)臨地実務実習の授業科目ごとに、具体的な内容、実習を通じて修得しようとする具体的な知識・技能、学生の実習成果に対する評価方法を明示した上で、大学教育としてふさわしい教育の成果を上げるものであることを明らかにすること。</p> <p>(2)実習の成績評価について、実習科目に課す筆記試験や、学内における専任教員による指導結果をどのような観点で評価するのか不明確であるため、評価項目ごとの配点も含め、明確にすること。</p> <p>(3)実習について、遠隔地を実習先として設定しているが、地域のニーズに対応するという専門職大学の特色との関係についても示した上で、実習指導体制について実習指導者の資質や水準について明確にすること。</p>	<p>是正事項</p>
<p>9. <単位の認定方針が不明確> 社会人選考を行う場合、専門学校や大学と、専門職大学との教育課程の違いを踏まえた上で、既習得単位の認定方針について明確にすること。</p>	<p>改善事項</p>
<p>10. <教育課程の充実> 作業療法学専攻及び言語聴覚学専攻について、職業専門科目が全て必修となっているが、専門職大学として専門職業人の養成を行う一方、学生が卒業後、専攻分野を中心として社会の様々な場面での活躍を想定していることも踏まえ、学生に多様な学びを提供するとの観点から選択科目を開設することが望ましいと考えられるので、選択・必修の区分の考え方について説明すること。</p>	<p>改善事項</p>
<p>11. <教育課程の見直しの方策が不明確> 専門職大学として教育課程の不断の見直しを行うために必要な体制の整備等について不明確なため、教育課程連携協議会との具体的な連携方策も踏まえ、説明すること。</p>	<p>是正事項</p>
<p>【教員組織等】</p>	
<p>12. <専任教員数が設置基準を満たしていない> 専任教員数について、専門職大学設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。</p>	<p>是正事項</p>
<p>13. <表記等の形式的な修正・見直し> 教員名簿において一部の専任教員の就任年月日と、担当授業科目の配当年次にずれが生じているため、適切に改めること。</p>	<p>改善事項</p>

【名称、その他】

14. <英語名称が不適切>
大学名の英語表記については、専門職大学であることがわかるように、professional 又はvocationalの語(若しくはこれらに類する語)を用いて、修正すること。

是正事項

15. <教育課程連携協議会の構成が不適切>
教育課程連携協議会の構成員のうち、「当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者」は該当しないと思われ、また、「地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者」は当該職業分野との関連が不明確である。したがって、構成員の追加や区分を見直す等、協議会を置く趣旨を踏まえた構成員となるよう改めること。

是正事項

平成31年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	大学・学部等名	審査意見(第一次)
私立	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p>1. 【全体計画審査意見1の回答について】 <養成する人材と教育課程の関係が不明確> 多職種連携・協働と教育課程との関連についてなお不明確なため、3学科構成ではなく1学科3専攻であることを活かした教育課程であることを明らかにした上で、下記の点について具体的に説明すること。 (1)多職種連携・協働においてコミュニケーション能力の育成を重視する旨の説明があるが、NPO等地域において連携する各団体の例示を踏まえ、どのようなコミュニケーション能力の育成を図るのが不明確なため、各科目において取り組む内容を具体的に示しつつ、説明すること。 (2)多職種連携・協働の考え方については一定の説明があるが、「支えあう社会」の実現とその具体的な方策や、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、それに基づいた教育課程等において、どのような関連性があるかを具体的に説明すること。</p> <p>2. 【全体計画審査意見2の回答について】 <学科・専攻の運営体制が不明確> 専攻ごとの管理運営体制について、3学科構成ではなく1学科3専攻であることが必要な理由を明確にしつつ、具体的に説明すること。</p> <p>【教育課程等】</p> <p>3. 【全体計画審査意見3の回答について】 <教育課程及び履修方法が不明確> 専攻ごとの教育課程及び履修方法について下記の観点について不明確なため、改めて説明するか適切に改めること。 (1)理学療法専攻・作業療法専攻において、「少人数グループを構成しより密接な」授業を運営するとの説明があるが、どの科目にどの程度の数の教員を配置するのが不明確である。また、言語聴覚専攻に関し、専門学校における教育との違いについて特段の説明が無いので追記すること。 (2)作業療法専攻の「社会生活技能支援論」はじめ、就労や災害支援等を取り扱う科目は、作業療法学の中核を取り扱う科目になっているため、科目内容が区分を適切に改めること。また、言語聴覚専攻においてはマンガ、色彩について学修する科目が追加されたが、コミュニケーションについて学ぶというよりは、デザイン系の素養を身に付ける内容と思われる。例えば、「マンガ概論」において「マンガを書けるようになる」との目標を掲げているなど、当該教育課程における展開科目として適切か疑義があるため、これらの科目においてどのようにコミュニケーションに関する能力を育成するのか明確にするか、科目の内容を適切に改めること。</p>
		是正事項
		改善事項
		是正事項

区分	大学・学部等名	審査意見(第一次)	
		<p>4. 【全体計画審査意見3の回答について】 <科目の内容が不適切> 大学教育としてふさわしい水準の内容か疑義がある科目があるため、教育課程全体を再度確認した上で、大学教育としてふさわしい教育の成果を上げる科目が配置されるよう、必要な修正を行うこと。</p> <p>5. 【全体計画審査意見4の回答について】 <科目区分に沿った科目内容であるか不明確> 「医学英語」の科目区分を基礎科目から職業専門科目に見直しているが、科目区分の変更に伴い、区分の趣旨に沿った科目の内容となっているか不明確である。科目区分の変更前と変更後のシラバスを示した上で、科目の内容を改めて説明すること。</p> <p>6. 【全体計画審査意見6の回答について】 <授業の実施体制が不適切> 生理学Ⅰ・Ⅱ等、臨床医学系の内容を取り扱う科目について、依然として40名以上の科目とする必要性が不明確なため、教育効果の確保について改めて説明するとともに、必要に応じ40名以下の講義に改めること。</p> <p>7. 【全体計画審査意見8の回答について】 <実習の指導体制が不明確> 実習の指導体制等について具体的に説明がなされたものの、専門学校において取り組んできた実習からどのように内容を充実したのかは説明がないので追記すること。 また、各専攻の臨床実習Ⅱ・Ⅲとして配置される科目において、成績評価の項目として設定される判定試験等については、評価の配分について具体的に記述しつつ、評価基準を明確にすること。 さらに、巡回指導等の実施体制・計画を明確にしたうえで、実習を確実に履行できる体制が明確にすること。</p> <p>8. 【全体計画審査意見10の回答について】 <科目の履修区分が不適切> 地域作業療法学について、選択科目とする旨の説明があるが、地域の人材養成を設置の趣旨としていることを踏まえれば、当該科目は必修が適切であると考えられる。当該科目を選択科目とする必要性を明確にするか、必修科目に改めること。</p>	<p>是正事項</p> <p>改善事項</p> <p>是正事項</p> <p>是正事項</p> <p>是正事項</p>

